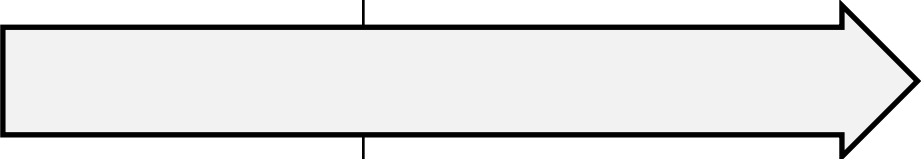
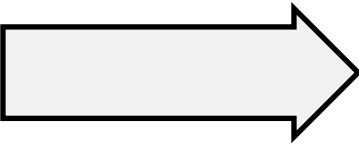


熊本地震への対応について

○ 協会けんぽにおける被災者に対する費用負担等の措置（平成28年9月15日時点）

事項	内容	28/4/14	7/11	29/2/28
医療機関における一部負担金等の免除（療養費を除く。）	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等の免除について、平成28年7月31日までとしていたが、被災状況等を鑑みて、平成29年2月28日まで延長（※）。			
任意継続保険料の納付期限延長	被保険者からの申請に基づき、平成28年5月分（納付期限5月10日）及び平成28年6月分（納付期限6月10日）の保険料の納付期限延長については、平成28年7月11日で終了。			

（※）平成28年10月以降、免除を受けるためには、保険証のほか、協会けんぽが発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要がある。
 このため、協会けんぽでは、平成28年8月から免除証明書を発行している。
 また、一部負担金等の免除対象となる加入者が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金を支払っている場合は、申請により還付する。